

第 100 回安来市議会定例会 9 月定例会議

総務企画委員長報告

令和 4 年 9 月 16 日

去る 9 月 1 日に開議されました本会議において本委員会に付託されました「議第 65 号 安来市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について」及び「議第 68 号 安来市消防団条例の一部を改正する条例制定について」の 2 件について、9 月 9 日に審査を行いましたので、その結果並びに経過をご報告いたします。

はじめに、審査結果については、

「議第 65 号」「議第 68 号」ともに全会一致で執行部提出原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、審査の経過について主なものを申し上げます。

「議第 65 号」では、委員より、「この度の改正は、大きなものとして育児休業の分割取得が 2 回まで可能となったこと、また、1 歳を超えて取得する場合の開始日の条件が緩和されたこと、更に、男性が 4 週間を上限として産後パパ育休が取得できることだと理解しているが、常勤職員と会計年度任用職員との違いはなにか」との質問に対し、執行部からは、「育児休業について、常勤職員は、子供が 3 歳までの間で取得可能であることに対し、会計年度職員は、原則 1 歳までで、保育所に入所できない等の場合に、最長 2 歳まで取得可能となるところに違いがある」との答弁でした。

また委員より、「取得日数について、本人が申請をして、管理者との合意があれば、日数的には決まってないという理解でよいか」との質問に対し、執行部からは、「常勤職員だと最長 3 年、会計年度職員だと 1 年もし

くは条件によって2年という上限はあるが、逆に言うと下限はなく、1日だけという取り方も制度的には可能となっている」との答弁でした。

さらに委員より、「制度が充実することは良いことだと思うが、大切なのはそれがきちんと取得できる環境づくりだと考える。そのあたりの対策は万全にしていってほしい」との意見に対し、執行部からは、「今年の4月から少しずつ育児休業法は改正されており、それに伴い説明責任も課されていることから、この度の改正にあわせた管理職への制度説明等を順次行っているところである。また、対象の職員には積極的に説明をおこない、取りたい人が取りやすい環境を作るように努力をしたい」との答弁でした。

「議第68号」では、委員より、「報酬について、県内他市の条件と比較してどうか」との質問に対し、執行部からは、「他市と同等の条件となっているものと思っている」との答弁でした。

また、委員より、「定数については、現状に合わせた数値とのことだが、特に中山間部は仕事等で現場まで時間がかかると思われ、この人員で対応できるか心配する。このような中で団員を確保していくためにはどのような考えがあるか」との質問に対し、執行部からは、「引き続き消防団の方には団員の確保に努めていただくとともに、なかなか団員が招集に応じられない場合には、圏域を越えた分団の応援体制も構築しており、そのように対応していきたいと考えている」との答弁でした。

採決の結果「議第65号」「議第68号」の2件は全会一致で執行部提出原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、総務企画委員長報告といたします。